

事務連絡
令和6年7月19日

公益社団法人 日本建築士会連合会 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課

「地域で自立して居住することを目指して
—障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック—」について

平素より住宅政策の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。通称「バリアフリー法」）の改正や、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の見直しが行われるなど、建築物のバリアフリー環境の整備に向けた取組が進められている中、賃貸の共同住宅についても、障害者が居住可能なバリアフリー環境の整備に向けた取組が求められています。

このため、国土交通省では、障害者が地域において自立して生活することができるバリアフリー環境の整備を進め、特に賃貸の共同住宅を念頭に、単身であっても障害者が居住可能な住宅の供給を促進するため、一般的な住宅の設計上の配慮事項を考慮しつつ、設計者や建築主に対して住宅各部の具体的な設計水準や設計事例を示す標記のハンドブックを作成し、令和6年6月に公表いたしました。

貴団体におかれましては、本ハンドブックに示している水準に適合した住宅の普及を図るため、本ハンドブックをご活用いただくとともに、会員の皆様への周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料】

別添1 地域で自立して居住することを目指して—障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック—概要
(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001751894.pdf>)

別添2 地域で自立して居住することを目指して—障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック—本文
(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001751893.pdf>)

(問合せ先)

国土交通省住宅局安心居住推進課 湯谷・荒川
TEL：03-5253-8111（内線 39854・39856）